

企画競争説明書

業務名称：ヨルダン国ヨルダン・イラクにおける中国企業及び中国開発
援助機関活動情報収集・確認調査

案件番号：180590

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ヨルダン国ヨルダン・イラクにおける中国企業及び中国開発援助機関活動情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2019年6月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準備成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年1月8日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年1月18日（金）12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部

見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
「第4 業務実施上の条件 5. その他の留意事項（2）安全管理」に示す安全対策に必要な経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 1 = 円
- b) US\$1 = 円
- c) EUR1 = 円

(US\$1= 113,385000 円, EUR1= 129.024000 円, JODP1= 159.923000 円, IQD1= 0.09円, CNY1= 16.335000円,)

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／開発援助政策調査
- b) 國際投資調査・分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 1.44 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月5日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：開発投資・貿易調査に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／開発援助政策調査）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：開発援助政策調査に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：中華人民共和国 及び中東での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 国際投資調査・分析】

a) 類似業務の経験：国際投資調査・分析に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：中華人民共和国 及び中東での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能ですが。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

ヨルダン国ヨルダン・イラクにおける中国企業及び中国開発援助機関活動情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／開発援助政策調査	(34.00)	業務主任者 のみ
ア) 類似業務の経験	13.00	業務管理 グループ
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	(-)
ア) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：国際投資調査・分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）

1. 業務の背景

2014年以来、中国政府は大規模経済構想「一带一路」を提唱し、中国・中央アジア・欧州をつなぐ陸上経済ベルト（一帯）と、中国沿岸・インド洋・アフリカ東岸をつなぐ海上経済ベルト（一路）におけるインフラ整備及び貿易産業促進に取り組んでいる。中国は従来からイラクをはじめとする中東の産油国にとって最大の石油輸出先であるが、上記構想の一環として近年ではこうした天然資源中心の取引関係を超えて、中東諸国政府・企業への多額の融資、石油産業の下流分野や道路・橋梁・港湾などインフラへの投資などを通じて経済関係の多角化を図っている。また、2018年7月には習近平国家主席が中東・アフリカ諸国を歴訪して一带一路による連携を各国に呼びかけており、長期的視座から中東諸国との関係強化を重視する姿勢が伺える。

日本にとっても中東地域の安定化は重要課題である。政府は2016年5月のG7サミット等において中東支援に60億ドル、難民支援に28億ドル、イラク安定化に5億ドルの支援を表明した。また、2017年9月の第1回日・アラブ政治対話ではいわゆる「河野四箇条」として①知的・人的貢献、②「人」への投資、③息の長い取組、④政治的取組の強化を打ち出している。JICAは、日本政府の方針を踏まえ、貧困・格差・失業等の構造的問題の解決が不可欠との理解の下、地域の安定化と人間の安全保障、質の高い成長等を中東地域の協力方針としている。

日中関係の観点では、1979年以来、日本の対中国ODAは中国の改革・開放政策の維持・促進と日中関係の強固な基盤を築く役割を果たしてきた。しかし、日中両国が世界第2・3位の経済大国となった今、日中両国が対等なパートナーとして共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識の下、2018年10月に両国首脳によって、新規の対中ODA支援を終了するとともに、開発分野における対話や人材交流等の新たな次元の日中協力を推進することが発表された。

上記背景を踏まえ、同地域における中国企業及び中国開発援助機関の活動状況に係る基礎情報を収集・分析するための調査を実施する。

2. 業務の目的

ヨルダンとイラクにおける中国企業及び中国開発援助機関の活動の方針・現状・見通しの調査。セクターとしては、石油・天然ガス・電力・運輸・通信・上下水道などのインフラ・産業基盤分野を中心に調査する。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

4. 調査対象地域

ヨルダン、イラク及び中国

(注) 調査の対象はヨルダンとイラクのインフラ・産業基盤分野における中国企業及び中国開発援助機関の活動とする。中国以外の企業・開発援助機関の活動や、中国国内における活動は対象外とする。

(注) 後述の通り、本件調査にはヨルダンと中国における現地調査を含む。イラクにおける現地調査は安全性と費用の観点から実施しない。

5. 調査対象機関

- (1) ヨルダンとイラクのインフラ・産業基盤分野で活動する、又は進出を計画している中国企業
- (2) 中国政府及び政府系開発援助機関（中国輸出入銀行、国家開発銀行等）
- (3) 中国政府が設立に関与した国際機関（AIIB、通称 BRICS 銀行等）

6. 実施方針及び留意事項

(1) JICAの協力実績を踏まえた調査

コンサルタントは、これまでのヨルダン及びイラクにおけるJICAの協力案件の実績（成果、教訓、課題）を事前に把握した上で、調査を実施すること。

※JICA協力案件の例：

ヨルダン： ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性に関する改革のための開発政策借款

ヨルダン： 金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款

ヨルダン： 人材育成・社会インフラ改善事業

イラク： 灌漑セクターローン（フェーズ2）

イラク： バスラ上水道整備事業（第二期）

イラク： ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）

上記を含む過去案件に関する資料は、当機構ウェブサイトにて閲覧可能。

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>)

7. 業務の内容

コンサルタントは、「2. 業務の目的」、「4. 業務対象地域」、「5. 調査対象機関」及び「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえた調査を実施する。

中国企業については、主要な企業を10社から15社程度選定し、各企業のヨルダンとイラクにおける活動に関する事業計画、実績、競争力（技術力や価格競争力等）、中国政府からの支援（補助金等）、海外企業との連携についての立場、今後の課題などを机上調査と関係者へのヒアリングを通じて調査する。

中国の開発援助機関及び国際機関等については、ヨルダン又はイラクにおける活動を最大で10件程度選定し、各組織のヨルダンとイラクにおける活動に関する事業計画（「一带一路」等の中国政府の政策における位置づけを含む）、実績、他国の援助開発機関との連携についての立場、今後の課題などを机上調査と関係者へのヒアリングを通じて調査する。

上記以外にも、コンサルタントが有益と考える調査内容があれば、プロポーザルにて提案すること。

(注) 調査項目の例

- 事業方針・計画
- 事業方針・計画と一带一路との関連、又は右構想における位置づけ
- 技術レベル
- 価格競争力
- 現地の特殊事情に関する知見
- 現地の顧客、関連省庁、下請け企業等とのネットワーク
- 中国政府からの補助金等の支援の有無
- 市場における強みと弱み
- 経験・実績
- 取組中の案件
- 注力分野・地域
- 今後の有望案件
- 課題
- 日本を含む海外企業との連携についての現状と考え方

8. 業務の工程

調査は以下の工程で2019年2月下旬より開始し、2019年6月下旬の終了を目指とする。

(1) 基礎調査（国内作業）

公開情報や国内で入手可能な各種資料（年次報告書、財務諸表、プレスリリース、ウェブサイト、統計、業界誌、報道等）などを基に基礎調査を実施し、ヨルダンとイラクのインフラ・産業基盤分野における中国企業及び中国開発援助機関の全般的な活動状況及び事業方針を調査する。それを基に下記現地調査の方針と作業計画、及び調査対象機関のリストと質問表を策定する。現地調査前にJICA中東・欧州部の了承を得る。中国企業及び中国政府系開発援助機関にて公表されている多くの文書は中国語にて作成されていることが想定されるため、ローカル・リソースを活用することで、調査の効果・効率を高める。

(2) 現地調査（中国）

上記（1）で調査対象として選定した中国企業及び中国開発援助機関の本部等を訪問し、上記（1）の調査を踏まえた情報の確認、詳細調査、実態調査、責任者のヒアリングなどを実施して、（1）の調査を深化・発展・補足する。現地調査にあたっては、必要に応じて現地の知見や情報網を有するローカル・リソースを活用することで、調査の効果・効率を高める。

(3) 現地調査（ヨルダン）

上記（1）で調査対象として選定した中国企業及び中国開発援助機関のヨルダンにおける事務所や活動現場等を訪問し、上記（1）の調査を踏まえた情報の確認、詳細調査、実態調査、責任者のヒアリングなどを実施して、（1）の調査を深化・発展・補足する。現地調査にあたっては、必要に応じて現地の知見や情報網を有する

ローカル・リソースを活用することで、調査の効果・効率を高める。

(注) 中国とヨルダンの現地調査の順番はあくまで例であり、コンサルタントが効率的と考える順番に変更して差し支えない。

(4) 総括及び報告書作成（国内）

上記（2）及び（3）終了後の早い段階で、現地調査の結果報告と最終報告書作成方針説明をJICA中東・欧州部に対して実施する。その後、右方針に基づいて最終報告書ドラフトを作成し、JICA中東・欧州部の承認後に最終版を提出する。

調査項目（案）	2019年 2月	3月	4月	5月	6月
基礎調査		[Redacted]			
現地調査（中国）			[Redacted]		
現地調査（ヨルダン）			[Redacted]		
総括及び報告書作成				[Redacted]	
途中・最終成果品			①	②	③ ④

① 現地調査の方針と作業計画、及び調査対象機関のリストと質問表
② 現地調査の結果報告及び最終報告書作成方針
③ 最終報告書ドラフト
④ 最終報告書

(注) 中国とヨルダンの現地調査の順番はあくまで例であり、コンサルタントが効率的と考える順番に変更して差し支えない。

7. 便宜供与

特記事項なし。

8. 成果品等

(1) 報告書類

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、④を成果品とする。

No.	レポート名	提出期限	部数
①	現地調査の方針と作業計画、及び調査対象機関のリストと質問表	2019年4月上旬	和文：3部
②	現地調査の結果報告及び最終報告書作成方針	2019年5月中旬	和文：3部
③	最終報告書ドラフト	2017年6月中旬	和文：3部
④	最終報告書	2018年6月下旬	和文：3部 CD-R：3枚

(2) 収集資料

コンサルタントが調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものには、情報源として使用した URL を記載する。

(3) 議事録・写真

現地調査時に撮影した写真（30枚程度を上限とし、調査した現場の写真を含めること）を F/R に添付する。また、JICA に対する中間報告においても写真等を積極的に活用する事。

(4) 報告書作成時の留意点

- 上記（1）に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。
- 各報告書等については、併せて電子データの提出も行う。
- 報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照するものとする。
- 特に記載のないものは全て簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照すること。
- 内容を的確かつ簡潔に記述する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、英文の外国語はネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 報告書が特に分冊方式になる場合、本編と別冊との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- 本調査の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICA との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱う。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年2月下旬から2019年6月下旬まで本業務を実施することを想定する。2019年4月上旬に現地調査の方針と作業計画、2019年5月中旬に現地調査の結果報告及び最終報告書作成方針、2019年6月上旬に最終報告書ドラフト、2019年6月下旬に最終報告書を提出する。

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約1. 44M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1) 総括／開発援助政策調査（2号）

2) 国際投資調査・分析（3号）

3. 閲覧資料

ヨルダン、イラクにおける代表的な円借款案件は、下記の通り。これ以外の案件の概要については、以下URLにて閲覧可能。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

- ヨルダン：ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性に関する改革のための開発政策借款

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_J0-F-C9_1_s.pdf

- ヨルダン：金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款

<http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/SearchResultView/926C8F88D749FD6E492580B9001F8120?OpenDocument>

- ヨルダン：人材育成・社会インフラ改善事業

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_J0-P12_4_f.pdf

- イラク：灌漑セクターローン（フェーズ2）

<http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/SearchResultView/0760834066AA484F492582A30008ECC1?OpenDocument>

- イラク：バスラ上水道整備事業（第二期）

<http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/SearchResultView/7D052E8503DFCB13492582A300086166?OpenDocument>

- イラク：ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）

<http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/SearchResultView/F75617F2F515EF884925821D00201CCB?OpenDocument>

4. 現地再委託

調査の効果・効率を高める観点から、必要に応じて現地の知見や情報網を豊富に有するローカル・リソースを活用することを認める。特に、中国企業・中国開発援助機関の上層部等、一般にはアクセス困難な情報源から直接ヒアリングが可能な現地コンサルタント等を積極的に活用すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、提案の際には業務量の根拠をプロポーザルに記載し、本見積もりに含めること。

5. その他の留意事項

（1）便宜供与等

本調査はJICAが主体的に実施するものであるため、中国企業及び中国開発援助機関、並びにヨルダン・イラク両国政府から特段の便宜供与は無い。コンサルタントは本調査のために必要な訪問・面談・ヒアリング等の調整を自主的に行うこと。（かかる調整に係る作業は、上記「4. 現地再委託」のとおり必要に応じて再委託することは可能とする。）

（2）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、現地JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

安全対策にあたって、警備員の雇用や車両の借り上げなど特段の措置が必要な場合には、経費見積もりと併せて入札時の見積価格に計上すること（別見積りとすること）。

（3）不正腐敗対策

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（4）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

